

保護者が記入し、登校再開の際に生徒が担任へ提出してください

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 罹患報告書

清心中学校・清心女子高等学校 年 組 氏名

診断名： インフルエンザ（A型・B型・不明）
新型コロナウイルス感染症（該当するものに○を付けてください。）

診断日： 年 月 日（ ）

医療機関名： _____

発症日： 年 月 日（ ）

解熱日： 年 月 日（ ）

または症状軽快日

【発症日からの経過の記録】 毎日朝夕2回検温をして下表に記入し、本様式を登校時に学校へ提出してください。（インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に係る治癒証明書の提出は不要です。）

発症後	月 日(曜日)	測定時刻：体温(午前)	測定時刻：体温(午後)
0日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C
1日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C
2日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C
3日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C
4日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C
5日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C
6日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C
7日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C
8日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C

※発症した日を0日目とします。

年 月 日（ ）（再登校する日）

保護者等氏名（自署）： _____

【インフルエンザの出席停止期間の基準】

学校保健安全法施行規則に基づき次の①②の条件を満たすことで、再登校が可能です。

- ① 発症した日の翌日を初日（1日目）として、5日を経過していること。
- ② 解熱（平熱 [37.5℃未満] に下がること）した日の翌日を初日（1日目）として、2日を経過していること。

【新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準】

学校保健安全法施行規則に基づき次の①②の条件を満たすことで、再登校が可能です。

- ① 発症した日の翌日を初日（1日目）として、5日を経過していること。
- ② 症状が軽快した日の翌日を初日（1日目）として、1日を経過していること。
※症状が軽快とは解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。

学校記入欄（担任→教務→保健室）

出席停止期間： 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）

〈記入例〉

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 罹患報告書

清心中学校・清心女子高等学校 ○年 ○組 氏名 ○○ ○○

診断名：インフルエンザ (A型)・B型・不明)
 新型コロナウイルス感染症 (該当するものに○を付けてください。)

診断日：20○○年 11月 6日 (金)

医療機関名：○○クリニック

発症日：20○○年 11月 5日 (木)

解熱日：20○○年 11月 7日 (土)
 または症状軽快日

【発症日からの経過の記録】 毎日朝夕2回検温をして下表に記入し、本様式を登校時に学校へ提出してください。(インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に係る治癒証明書の提出は不要です。)

発症後	月 日(曜日)	測定時刻：体温(午前)	発症	体温(午後)
0日目	11月 5日(木)	8時00分: 36.5℃	18時30分:	38.8℃
1日目	11月 6日(金)	8時30分: 38.6℃	19時00分:	37.8℃
2日目	11月 7日(土)	8時00分: 37.6℃	20時00分:	36.7℃
3日目	11月 8日(日)	7時30分: 36.4℃	18時40分:	36.3℃
4日目	11月 9日(月)	8時10分: 36.3℃	19時00分:	36.2℃
5日目	11月10日(火)	7時30分: 36.2℃	20時00分:	36.3℃
6日目	11月11日(水)	6時30分: 36.4℃	時 分:	. °C
7日目	月 日()	. °C	時 分:	. °C
8日目	月 日()	. °C	時 分:	. °C

登校可

解熱後2日目
 ※基準②

発症後5日目
 ※基準①

発症
 解熱
 出席停止

※発症した日を0日目とします。

20○○年 11月 11日 (水) (再登校する日)

保護者等氏名 (自署)：○○ ○○

【事例】
 11/ 5(木)帰宅後に発症
 11/ 6(金)受診しインフルエンザ A型と診断
 11/ 7(土)解熱
 11/ 9(月)解熱後2日目
 11/10(火)発症後5日目
 11/11(水)登校可
 →保護者が「罹患報告書」を作成し、登校時に学校へ提出
 ※出席停止期間 11/6～10

【インフルエンザの出席停止期間の基準】

学校保健安全法施行規則に基づき次の①②の条件を満たすことで、再登校が可能です。

- ① 発症した日の翌日を初日(1日目)として、5日を経過していること。
- ② 解熱(平熱[37.5℃未満]に下がること)した日の翌日を初日(1日目)として、2日を経過していること。

【新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準】

学校保健安全法施行規則に基づき次の①②の条件を満たすことで、再登校が可能です。

- ① 発症した日の翌日を初日(1日目)として、5日を経過していること。
 - ② 症状が軽快した日の翌日を初日(1日目)として、1日を経過していること。
- ※症状が軽快とは解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。

学校記入欄 (担任→教務→保健室)
 出席停止期間： 年 月 日 () ~ 年 月 日 ()